

議案第29号

読谷村国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づいて村長の附属機関として設置する読谷村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、法第40条第8項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、法第39条第2項に規定するとおりとする。

(委員及び専門委員)

第3条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事20人以内を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、村長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成9年読谷村条例第2号）による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月14日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實